

みんなに温かく見守られていること。鴨小土曜スクール



鴨小土曜スクール『鴨小スマイル』で、高齢者や障害者、子供もみんなが楽しめるパラスポーツ『ボッチャ』体験を行いました。当日は、児童 25 名と先生方や亀田医療大の学生らも参加し、子供たちとの対戦にも真剣に楽しく取り組んでいました。社協職員からは、誰もが幸せに暮らせる地域づくりへの取り組みを紹介しました。

あなたもボランティア体験をしてみませんか



鴨川市社協では、地域社会の福祉増進とボランティアグループの情報交換や広報啓発を目的とした「鴨川市ボランティア連絡協議会」の事務局を担っています。

先日、東条地区社協の給食ボランティア『たんぽぽグループ』で、初めてのボランティア活動をお子様と一緒に参加されたお母さんがいました。東条地区では、『たんぽぽグループ』が手作りする月に1回のお弁当を地区社協、民生委員が協力しあい、ボランティア活動を継続しています。大切な地域のつながりをつくる活動にあなたも参加してみませんか。他地区でも体験可能です。お気軽にお問い合わせください。



鴨川市ボランティア連絡協議会
【事務局】鴨川市社協
☎7093-0606

共同募金配分事業 無料ふれあい法律相談

鴨川市社協では、市民を対象に弁護士による無料法律相談を月に1回実施しています。相談時間は1回30分。開設時間は午後1時～午後4時。同じ内容での相談は、1回のみ。事前に電話予約要。

開催日	予約申込期間	会場
令和3年12月7日(火)	令和3年11月25日～12月6日	鴨川市総合保健福祉会館(ふれあいセンター)2階
令和4年1月4日(火)	令和3年12月20日～12月28日	
令和4年2月1日(火)	令和4年1月25日～1月31日	
令和4年3月1日(火)	令和4年2月21日～2月28日	

●予約受付先 ● 鴨川市社会福祉協議会 (☎7093-0606)
(午前9時～午後5時)※土日祝、年末年始を除く。先着順。

高齢者や障害のある方が、地域で安心して暮らせるために 『日常生活自立支援事業』をご存じですか？

鴨川市社協では、高齢の方や知的・精神に障害がある方などでご自身の判断能力に不安がある方（契約に際して、その内容を理解する能力のある方）を対象とした『日常生活自立支援事業』を行っています。

- 福祉サービス利用援助 福祉サービスについての情報提供や利用支援のお手伝いなど
- 財産管理サービス 預貯金の出し入れ、医療費、税金、公共料金の支払いのお手伝いなど
- 財産保全サービス 大切な通帳や証書、印鑑などのお預かりなど

日常生活自立支援事業『生活支援員』を募集しています

「生活支援員」とは、日常生活自立支援事業の利用者のお宅などを定期的に訪問し、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する活動です。支援内容は、福祉サービスの利用に関する相談や利用料の支払い手続きや生活費の払戻し等の金融機関の窓口での手続きなどになります。お問い合わせは、鴨川市社協 (☎7093-0606) までお問い合わせください。

- 【応募条件】
- 高齢の方や障害のある方への福祉活動に関心のある方
 - 普通自動車免許をお持ちの方
 - 20歳以上おおむね70歳未満の方

次回開催
フードドライブ
(食品の寄付)
活動について

フードドライブ（食品の寄付）活動にご協力いただきましてありがとうございます。次回は、令和4年1月17日（月）～2月28日（月）まで、鴨川市社協および大山公民館にて受付予定です。食料の支援が必要な方もお気軽にご相談ください。

顔の見えるつながりの大切さ。大山地区社協の敬老祝い。

大山地区社会福祉協議会は、80歳以上の高齢者224名を対象に、民生委員・大山地区介護予防センターとともに、タオルと『長狭こども園』の園児の絵手紙を添えて、声掛けをしながら配布を行いました。大山地区の高齢者からは「コロナ禍で集まる機会が減ってしまい、久しぶりに話ができるよかったです」と喜びの声がありました。



生活支援体制整備事業

高齢者等が暮らしやすい 地域をめざして



鴨川市社協では、市の委託事業として、旧中学校区ごとに「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者等の生活支援や困りごとを調査し、暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます。

先日、マンション住民集会に参加し、ひとり暮らしの高齢の方等のもしものときの備えの大切さや、『救急医療情報キット』の使用方法などの説明を行いました。鴨川市社協では、『救急医療情報キット』を希望される方に無料配布しています。お気軽にお問い合わせください。☎7093-0606

『救急医療情報キット』



緊急時に迅速な救急活動につなげるため『緊急連絡先』や『かかりつけ医』等の情報をあらかじめ記入した用紙を専用の容器に入れおくものが『救急医療情報キット』です。

小学生になったら『預かり保育』は終了。共働き家庭やひとり親家庭など、働きながらの子育てを応援。



『放課後児童健全育成事業』（学童クラブ）

鴨川市社協では、鴨川学童『ゆう・遊クラブ』、江見学童クラブ、天津小湊学童クラブ、田原西条学童クラブの市内4か所の学童クラブを運営しています。働きながら子育てをしている家庭の児童を預かり、適切な遊びの場や生活の場を提供し、健全な育成を図る場所です。年間コース（4月1日～翌年3月31日まで）、長期休業コース（夏休み・冬休み・春休み等）があります。

【令和4年度新入会募集期間】12月中旬～令和4年1月下旬予定
上記4学童に関するお問い合わせ：鴨川市社協 ☎7093-0606

★学童クラブの夏休み★

長期休業コース利用の児童も加わり、さらに賑やかな学童クラブ。例年たくさんの行事がある夏休みも、緊急事態宣言中のため実施できないこともあります。しかし、せっかくの夏休み。感染対策をしっかり行い、各学童クラブが趣向を凝らして納涼会やお楽しみ会を楽しみました。



新型コロナの影響を受けて貸付を必要とする 世帯を対象とした特例貸付制度の 延長期間がまもなく申請締切となります

鴨川市社協では、新型コロナの影響を受けて貸付を必要とする世帯に向けて、無利子の貸付窓口を設置しています。特例貸付のため連帯保証人は不要。※生活保護世帯、従前より就業していない方、暴力団および暴力団の世帯員の方は原則対象外。※貸付制度のため返済義務が伴います。給付制度ではありません。

①市福祉資金『コロナ特例貸付』 50,000円以内

②県社協『緊急小口資金 特例貸付』 200,000円以内

③県社協『総合支援資金 特例貸付』 最長3ヶ月の分割交付

【申請締切】①令和3年12月末日、②③令和3年11月末日

お気軽に鴨川市社協 (☎7093-0606) までお問い合わせください。